

# 〇いちき串木野市議会大規模災害対応指針

令和2年10月1日  
議会告示第1号

## 1 制定の趣旨

令和元年（2019年）6月下旬から7月上旬にかけての梅雨前線豪雨により、大里川の堤防が決壊するなどの被害に見舞われた。災害発生以降、「議員はどのように行動すべきか」の指針がない中で、市議会、また、市議会議員として、災害時の行動指針の必要性を強く感じたところである。

このようなことから、大規模災害などの非常時においても二元代表制に基づき、議会が迅速な意思決定と多様な市民ニーズを反映するという議会機能の維持を図るため、いちき串木野市議会大規模災害対応指針を策定するものである。

## 2 基本方針

議会は、議決機関として、市の重要な政策、計画、事業並びに予算及び決算について議論し、執行機関の市政運営状況を監視及び評価し、地域の実情に根ざした市の政策形成に向けた働きかけを行うなどの役割を担っている。

大規模災害時にあっては、これらの本来的な役割とは別に、市執行部と情報を共有・連携し、被災者の救援及び市の災害復旧のために非常時に即した役割を果たすことが求められる。

このため、本市議会は、大規模災害時の議会としての基本方針を以下のとおり定める。

- (1) いちき串木野市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が、災害対応に全力で専念し応急活動を迅速かつ円滑に実施できるよう、大局的な見地から必要な協力・支援を行うこと。
- (2) 大規模災害時においても、議決機関としての議会機能の維持に努めること。
- (3) 国、県、関係公共機関等に適時適切な要望活動を行い、市の復旧・復興の取組をバックアップすること。
- (4) 広域的な応援体制が必要と判断した時は、関係自治体の議会と積極的に連携を図ること。

## 3 想定される大規模災害

この指針でいう大規模災害とは、いちき串木野市が地域防災計画に基づく災害対策本部を設置する基準に該当する災害を指す。

### 〇風水害

大雨、洪水、暴風等により土砂災害や河川の氾濫等の発生が予測され、災害対策本部が設置されたとき。

### 〇地震・津波

地震が発生し、災害対策本部が設置されたとき。

○原子力災害

原子力災害が発生し、災害対策本部が設置されたとき。

○特殊災害

大規模な火災、海上災害、鉄道事故、道路事故、危険物等災害、石油備蓄基地で災害が発生し、災害対策本部が設置されたとき。

○その他

新型インフルエンザ及び新型コロナウイルスなどの感染症で、いちき串木野市新型インフルエンザ等対策本部が設置されたとき。

#### 4 具体的な対応

大規模災害が発生した際の議員及び議会の対応については、別に定める。

#### 5 施行期日

この指針は、令和2年10月1日から施行する。